

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年5月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200234号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2300004号

第1 結論

昭和62年7月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年7月から同年9月まで
② 昭和62年7月から昭和63年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和63年9月の入籍を機に夫の会社が行ってくれたのだと思う。また、昭和63年9月の入籍時には夫はA国に赴任していたため、私はB市C区の実家に住んでいたが、同年12月に一時帰国した夫と結婚式を挙げ、その後同年12月上旬には私も夫と一緒にA国へ出国した。そのため、請求期間①及び②に係る国民年金保険料については、詳しいことは分からないが、国の記録において請求期間②の前後の納付済みとなっている期間と同じように、実家に住んでいた私の母が、出国した私に代わり納付してくれたはずである。しかし、国の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっている。

請求期間①及び②の国民年金保険料に係る領収書は持っていないが、私の母が、請求されたものを払わないというようなことは考えられず、当該期間が未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者は、国民年金の加入手続については、昭和63年9月の入籍を機に夫の会社が行ってくれ、当該期間の国民年金保険料については、同年12月上旬にはA国へ出国した自身に代わり、実家に住んでいた母親が納付してくれたと思うと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年11月ないし同年12月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間②は保険料を納

付することが可能な期間である。

また、前述の推認される加入手続時点において、請求期間②の国民年金保険料を納付するには過年度納付することとなるが、当該期間の保険料について、請求者は、当該期間前後の期間と同じように母親が納付してくれた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間前後の期間については過年度納付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料を納付していたとする母親は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者となるまでの期間は国民年金に任意加入し、当該加入期間の保険料を全て納付していることが確認できることから、年金への関心や保険料の納付意識が高かったものと認められ、母親が、9 か月と短期間である請求期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間①について、前述の推認される加入手続時点(昭和 63 年 11 月ないし同年 12 月頃)において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者から具体的な陳述は得られない上、請求者の国民年金保険料を納付していたとする母親は高齢のため、当該母親からも具体的な陳述を得られないことから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川県）（受）第 2200237 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川県）（国）第 2300003 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

私は、A社B事業所を退職した直後の昭和 61 年 4 月頃に、C市D区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、2か月分をまとめて同区役所の窓口で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B事業所を退職した直後の昭和 61 年 4 月頃に、C市D区役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から同年 4 月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求者は、請求期間の国民年金保険料を現年度納付により納付することが可能である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、2か月分をまとめてC市D区役所の窓口で納付したと主張しているところ、同市は、請求期間当時、同区役所内で国民年金保険料を納付することが可能であった旨回答している。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿及びE一覧表によると、請求期間直後の期間の保険料を現年度納付により納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できることから、請求者の国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれ、請求者が2か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付し

ていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2200231 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300005 号

第 1 結論

1 請求期間のうち、請求者の A 社における平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までの標準報酬月額については、平成 30 年 4 月から同年 8 月までは 20 万円から 22 万円、同年 9 月から令和元年 8 月までは 20 万円から 44 万円、同年 9 月は 20 万円から 47 万円とする。

平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 4 月から令和元年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者の A 社における平成 30 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 34 万円、同年 8 月の標準報酬月額については 44 万円とする。

平成 30 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 1 日から令和元年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私の請求期間に係る標準報酬月額は、A 社から支払を受けた給与支給額に基づく標準報酬月額より低額で記録されている。

調査の上、請求期間について正しい標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 1 日までの期間について、事業主の

陳述、請求者から提出された給料明細書（写）（以下「給料明細書」という。）及び給与所得の源泉徴収票（写）並びに日本年金機構の回答により、請求者のA社に係る資格取得時の報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下、併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに基づく標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成30年4月から令和元年9月までの標準報酬月額については、給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成30年4月から同年8月までは22万円、同年9月から令和元年8月までは44万円、同年9月は47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年4月から令和元年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出した旨認めている上、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、算定基礎届未提出者一覧表（平成30年）及び健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届（令和元年）に記載された報酬月額又は標準報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成30年3月1日から同年9月1日までの期間について、給料明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額又は上記1の訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を、平成30年3月から同年7月までは34万円、同年8月は44万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2200238 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300006 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から令和2年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和2年4月までの標準報酬月額については34万円から36万円とする。

令和元年9月から令和2年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月から令和2年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年9月1日から令和2年5月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間において36万円の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該期間の標準報酬月額が34万円と記録されていることが分かった。その後、請求期間の標準報酬月額が36万円に記録訂正されているものの、当該記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「令和1年賃金台帳」(写)、「令和2年賃金台帳」(写)並びに平成31年分及び令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿(写)により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額(36万円)及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(36万円)は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(34万円)をいずれも超えていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年9月から令和2年4月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保

険被保険者報酬月額算定基礎届における標準報酬月額を34万円から36万円に訂正する旨の届出を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年6月7日受付）し、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。